

# デジタル臨時行政調査会作業部会 御説明資料

---

令和4年5月18日

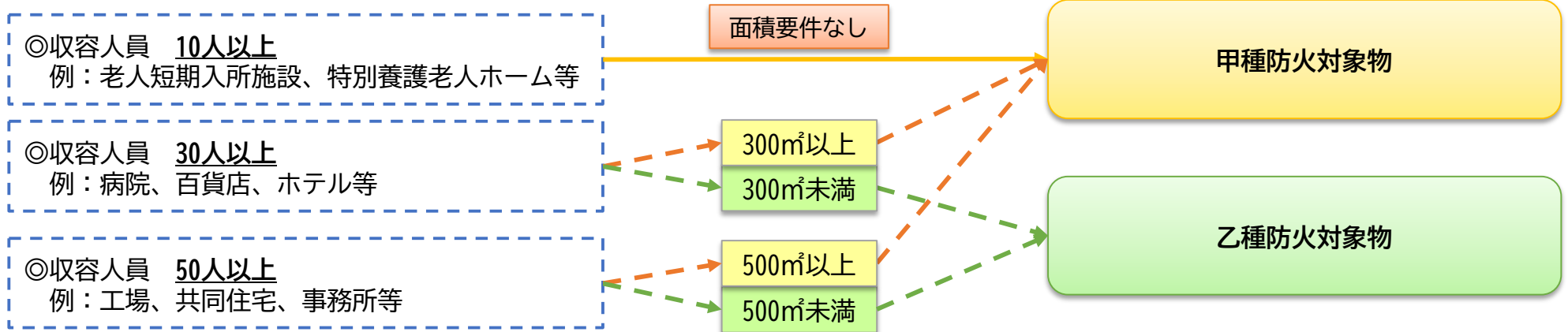
総務省消防庁

# 1-1 「防火管理者について」

## 防火管理者【消防法第8条第1項】

【概要】学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店等の防火対象物で政令で定めるものの管理権原者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、防火管理上必要な業務を行わせなければならない。

### 防火管理者を定めなければならない防火対象物等【消防法施行令第1条の2第3項】



#### 甲種防火対象物に必要な防火管理者の資格 (消防法施行令第3条第1項第1号)

- (1)甲種防火管理講習の課程を修了した者
  - (2)総務大臣の指定する防災に関する学科又は課程を卒業した者で1年以上防火管理の実務経験を有するもの
  - (3)市町村の消防職員で管理的又は監督的な職に1年以上あった者
  - (4)総務省令で定めるところにより、防火管理者として必要な学識経験を有すると認められるもの
- ※必要な学識経験を有すると認められる者【消防法施行規則 第2条】
- ・警察官で3年以上管理的又は監督的な職にあった者
  - ・建築主事で1年以上防火管理の実務経験を有するもの
  - ・消防団員で3年以上管理的又は監督的な職にあった者 など

#### 乙種防火対象物に必要な防火管理者の資格 (消防法施行令第3条第1項第2号)

- (1)乙種防火管理講習の課程を修了した者
- (2)甲種防火管理者の資格(1)~(4)の要件を満たしている者

# 1 - 2 「防火管理講習について」

## 防火管理講習【消防法施行令第3条第1項第1号イ、第4項】

### 講習機関【消防法施行令第3条第1項第1号イ、同項第2号イ】

- 都道府県知事
- 市町村の消防長
- 総務大臣の登録を受けた法人（登録講習機関：消防法施行規則第1条の4）

### ①甲種防火管理新規講習

- 初めて受ける者に対して行う講習（消防法施行規則第2条の3第1項）
- 講習時間は**おおむね10時間**（消防法施行規則第2条の3第2項）
- 講習事項等は、消防庁長官が定める。（消防法施行規則第2条の3第6項）

### ②甲種防火管理再講習

- 消防法施行令第4条の2の2第1項第1号※の防火対象物の防火管理者に対して行う講習（※劇場、百貨店、ホテル、社会福祉施設等のうち、収容人員が300人以上のもの）
- 講習時間は**おおむね2時間**（消防法施行規則第2条の3第3項）
- 講習事項（消防法施行規則第2条の3第3項）
  - ・ おおむね過去5年間における防火管理に関する法令の改正の概要に関すること。
  - ・ 火災事例等の研究に関すること。
- 甲種防火管理再講習について定める件（平成16年消防庁告示第2号）
  - ・ **5年以内に再講習の課程を修了しなければならない。**

### ②乙種防火管理講習

- 講習時間は**おおむね5時間**
- 講習事項等は、消防庁長官が定める。（消防法施行規則第2条の3第6項）

### 防火管理に関する講習の実施細目【昭和62年消防庁告示第1号】

講習事項	甲種新規	乙種※
防火管理の意義及び制度	2時間	1時間
火気管理	2時間	1時間
施設及び設備の維持管理	2時間	1時間
防火管理に係る訓練及び教育	2時間	1時間
防火管理に係る消防計画	2時間	1時間

※乙種防火管理講習は、甲種防火管理新規講習と比較して基礎的な知識、技能を修得することを目的とする。

## 2 規制趣旨・背景

### 規制の趣旨・目的

消防法第8条第1項に基づき、多数の者が出入りし、勤務し、又は居住する防火対象物の管理について権原を有する者に、防火管理者を定め、消防計画の作成及びこれに基づいた防火管理上必要な業務を行わせるよう義務化し、火災の発生防止・被害軽減を図る。

### 規制に至る背景・変更経緯等

- 昭和33年に発生した東京宝塚劇場火災（死者3名、負傷者25名）を受け、**昭和35年に防火管理者制度を創設した。**
- 昭和47年に発生した大阪市千日デパートビル火災（死者118名、負傷者81名）を受け、**百貨店における防火管理者を定める基準を収容人員50人以上から30人以上に防火管理体制の強化を図った。**
- 平成13年に発生した新宿区歌舞伎町雑居ビル火災（死者44名、負傷者3名）を契機とした「小規模雑居ビルの防火安全対策に関する答申」を受け、「防火管理者の育成強化に係る研究会」を設置し防火管理講習の実施のあり方等を検討し、**平成18年に甲種防火管理再講習制度を施行した。**
- 平成18年に発生した長崎県大村市グループホーム火災（死者7名、負傷者3名）を受け、**社会福祉施設の一部（令別表第1（6）項口）における防火管理者を定める基準を収容人員30人以上から10人以上に防火管理体制を強化した。**

#### 消防法施行令の一部を改正する政令（昭和61年政令第369号）

- 甲種防火管理講習及び乙種防火管理講習に区分した。

#### 消防法施行規則の一部を改正する省令（昭和62年自治省令第1号）

- ◆ 防火管理に関する講習の条文追加
- 甲種防火管理講習は**おおむね12時間**、乙種防火管理講習は**おおむね6時間**行うものとした。
- 甲種防火管理講習の実施に関し必要な事項の細目は、消防庁長官が定めることとした。  
→**防火管理に関する講習の実施細目（昭和62年消防庁告示第1号）**

#### 消防法施行規則の一部を改正する省令（平成15年総務省令第90号）

- 甲種防火管理講習を**新規講習及び再講習**に区分した。
- 甲種防火管理**再講習**は、**おおむね3時間**行うものとした。
- 甲種防火管理再講習の実施に関し必要な事項の細目は、消防庁長官が定めることとした。  
→**甲種防火管理再講習について定める件（平成16年消防庁告示第2号）** →該当する者は、**5年以内**に受講する。

#### 消防法施行規則の一部を改正する省令（平成22年総務省令第109号）

- 甲種防火管理新規講習は、おおむね12時間から**おおむね10時間**行うものとした。
- 甲種防火管理再講習は、おおむね3時間から**おおむね2時間**行うものとした。
- 乙種防火管理講習は、おおむね6時間から**おおむね5時間**行うものとした。

# 3 制度の概要

## 制度の全体像

### 講習機関

- ① 都道府県知事
- ② 市町村の消防長
- ③ 登録講習機関
  - ・ 一般財団法人 日本防火・防災協会  
(以下「日本防火・防災協会」という。)



### 受講の申込

- ・ オンライン申請  
(導入済み：一部の消防本部、日本防火・防災協会)
- ・ 窓口申請、郵送申請、FAX申請 等

### ①申込



### 受講料の支払

- ・ クレジットカード払い※1  
(導入済み：日本防火・防災協会)
- ・ 銀行振込、窓口現金払い 等

### ②支払



※1 消防本部のクレジットカード払いの導入状況は把握していない。

### 令和2年度対面講習実施結果

令和2年度 修了者数	消防本部	日本防火・ 防災協会
甲種新規講習	97,014人	44,996人
甲種再講習	14,461人	5,894人
乙種	5,299人	1,341人
合計	116,774人	52,231人

### 令和4年度オンライン講習実施予定数

令和4年度 実施予定数	消防本部	日本防火・ 防災協会
甲種新規講習	800人	0
甲種再講習	0	2,115人
合計	800人	2,115人

### ③オンライン受講※2



- ※2 令和4年4月1日時点
- ◎甲種防火管理新規講習  
・ 岐阜市消防本部が実施
- ◎甲種防火管理再講習  
・ 日本防火・防災協会が実施

### ③対面受講※3



- ※3 令和2年度実施状況  
(全国726消防本部)
- ◎甲種防火管理新規講習  
・ 309消防本部が実施  
・ 日本防火・防災協会が実施
- ◎甲種防火管理再講習  
・ 239消防本部が実施  
・ 日本防火・防災協会が実施
- ◎乙種防火管理講習  
・ 123消防本部が実施  
・ 日本防火・防災協会が実施

(1)オンライン講習の開催

(2)修了証交付 (郵送・対面)

(1)対面講習の開催

(2)修了証交付 (対面)

## 先行的な取組事例【岐阜市消防本部】

講習種別：甲種防火管理新規講習

講習時間：10時間

特徴：座学をオンライン、実技※を対面で開催するハイブリッド型（※訓練用水消火器を使用した消火器取扱い講習）

開始：令和4年3月～

### eラーニングによる講習の概要

- ▶ パソコン、タブレット、スマートフォン等で、受講期間内に「**eラーニング**」を受講する。（オンライン9時間）  
※期間内であれば中断・再開・復習が可能
- ▶ eラーニングを受講後、指定された開催日に岐阜市消防本部で「**実技講習**」を受講し、「**効果測定**」に合格した者に修了証を交付する。（対面1時間）

### 受講定員

受講定員 100人  
（年間8回開催、合計受講定員 800人） ※令和4年度予定数

### 申込方法

岐阜市オンライン申請総合窓口サイトから申し込み

### 支払方法

口座振込（振込先口座は、申込完了のメールに記載）

### テキスト及びオンライン受講用ID等の送付

テキスト、受講用URL、ID、パスワードを同封し郵送

### 修了証の交付

eラーニング及び実技講習を受講後に、効果測定に合格した者にその場で修了証（紙）を交付する。

### 講習内容（岐阜市消防本部HPより）

#### eラーニング講習

講習時間	9時間
講習科目	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 防火管理の意義と制度の概要</li> <li>2. 火気取扱の基本知識と出火防止対策</li> <li>3. 施設・設備の維持管理</li> <li>4. 自衛消防（実技訓練を除く）</li> <li>5. 防火管理の進め方と消防計画</li> </ol>

#### 実技講習・効果測定

講習時間	1時程度
講習場所	岐阜市消防本部 6階
内容	自衛消防（実技） 効果測定 修了証の交付

## 4-2 講習の実情

### 先行的な取組事例【日本防火・防災協会】

講習種別：甲種防火管理再講習  
講習時間：2時間  
特徴：オンタイム型のオンライン講習  
開始：令和3年4月～

#### eラーニングによる講習の概要

- ▶ パソコン、タブレット、スマートフォン等で、受講日に「**オンタイム**」でオンライン受講する。  
※一時停止、早送りや巻き戻しは不可
- ▶ 受講閲覧ログを記録し受講状況を管理する。
- ▶ 講習時間終了後にアンケートを行い、受講状況を確認する。

#### 受講定員

受講定員 45人又は90人  
(年間25回開催、合計受講定員 2,115人) ※令和4年度予定数

#### 申込方法

オンライン申請 (令和2年3月より運用)

#### 支払方法

クレジットカード決済 (令和2年3月より運用)  
コンビニ決済

#### テキスト及びオンライン受講用ID等の送付

テキスト、パスワードを同封し郵送  
(受講用URLは、HPへ公開)

#### 修了証の交付

講習時間2時間のうち、受講閲覧時間ログが1時間30分以上かつ講習修了後のアンケートに回答した者に修了証(カード)を郵送

#### 講習内容

- ▶ おおむね過去5年間における防火管理に関する法令の改正の概要に関すること。
- ▶ 火災事例等の研究に関すること。

#### 受講閲覧時間ログについて (日本防火・防災協会HPより)

講習サイト画面が前面



(受講時間イメージ図)

他の画面が前面



(非受講時間イメージ図)

※受講とは認めません。

- ▶ 講習サイトを画面の前面に表示している時間を受講閲覧時間として記録する。

#### 【参考】日本防火・防災協会との打合せ内容 定期的に情報共有を実施中

- ・ 受講確認の方法を検討→受講閲覧ログ管理及びアンケートにより受講確認を実施
- ・ 受講条件を満たさない者への対応→再受講期間を設ける
- ・ 受講定員の拡大(令和3年度45名)→(令和4年度90名)→今後も順次拡大予定
- ・ 視聴トラブル(受講できないなど)→受講用サイトの改修
- ・ 企業向けにオンライン再講習を開催する予定
- ・ 新規講習のオンライン化を検討

# 5 - 1 現状のPHASE・PHASEを進めるための課題（論点）

## 現状のPHASE番号

● 甲種防火管理新規講習 【PHASE 2 類型 1 ①②】

● 甲種防火管理再講習 【PHASE 2 類型 1 ①②】

## 当てはめの理由

● 甲種防火管理新規講習  
➤ 講習及び受講申込をオンライン化しているため

● 甲種防火管理再講習  
➤ 講習及び受講申込をオンライン化、キャッシュレス化をしているため

## PHASEを進めるための課題（論点）

**<論点①>** 一般論として、講習には、座学のようにオンライン化がなじむ部分、実技のようにオンライン化が必ずしもなじまない部分があると考えられるが、本講習のオンライン化を進めるに当たり、座学と実技をどのように切り分けるのが適当と考えられるか。また、座学と実技を一体的に実施してきた従前の講習と同等の効果を得るために、どのような工夫を行うのが適当と考えられるか。

一部の消防本部は、消火器を用いた消火訓練や自動火災報知設備の操作の体験等を実技で取り入れている。  
例として、甲種防火管理新規講習をオンラインで実施している岐阜市消防本部は、座学をオンラインで行い、実技と効果測定を対面で行っていることから、従前の講習と同等の効果を得るために、対面とオンラインを組み合わせる工夫等も必要と考えている。

**<論点②>** 講習の受講に際しての受講者の本人確認については、講習のオンライン化を進める際に、どのような方法で実施することが適当と考えられるか。

登録講習機関は、受講申込者宛てに受講に必要なパスワードを送付することで対応している。  
岐阜市消防本部は、オンライン申込時に顔写真付きの身分証明書の画像データを添付させるほか、オンライン講習に必要なIDとパスワードを送付し実技等の対面講習の際に直接本人確認を行っている。  
今後、適正にオンライン講習を実施するために、本人確認方法の事例を収集する等の実態把握に努めていく。

**<論点③>** 都道府県知事、市町村の消防長、公益財団法人といった様々な主体による講習の実施が想定される中で、講習のオンライン化を実施主体にどのように促していく予定か。実施主体によっては、（技術面で不慣れなど、）講習のオンライン化に心理的にハードルを感じる場合もあると考えられるが、どのように対応することができるか。

すでにオンライン講習を実施している消防本部及び登録講習機関の実施方法や課題を各消防本部へ共有するとともに、実施状況及びオンライン化の計画を調査し、各消防本部をサポートするためのガイドラインの作成を検討しているところ。



## 5-2 現状のPHASE・PHASEを進めるための課題（論点）

### PHASEを進めるための課題（論点）

<論点④> 既に公益財団法人や一部の市町村でオンライン講習が実施されているが、講習のオンライン化に取り組んだ結果として、どのような課題が顕在化したか。また、それらにどのように対応していく予定か。

オンライン講習を実施している講習機関より、初期導入費用及び保守費用等のコスト面の課題があると聞いているため、デジタル庁を中心としたオンライン講習システムの共通プラットフォームの整備がなされれば、オンライン講習の導入が促進され则认为している。  
今後も実施状況ヒアリングを継続し、課題の把握に努めていく。

### PHASEを進める際の課題

- デジタル弱者の対応が必要であるため、対面講習とオンライン講習を平行で実施  
※法令上、防火管理者は、事業所の管理的又は監督的な地位にあるものを選任することとしており、受講者は高齢化の傾向が想定されるため
- 実技講習の取扱い  
※防火管理者の質を確保するため、訓練用消火器等を使用した実技訓練は重要となることから、実技講習の実施方法について各講習機関の実施状況を把握しながら検討していく。
- コスト面の課題が顕在化しているため、「申請・受付～テキスト発送処理～講習～効果測定～修了証発行」までを一連の流れでオンライン化できる利便性のある安価なシステムの開発情報や市販化状況等の把握に努め、より良いシステムを導入できるよう情報共有を図る。

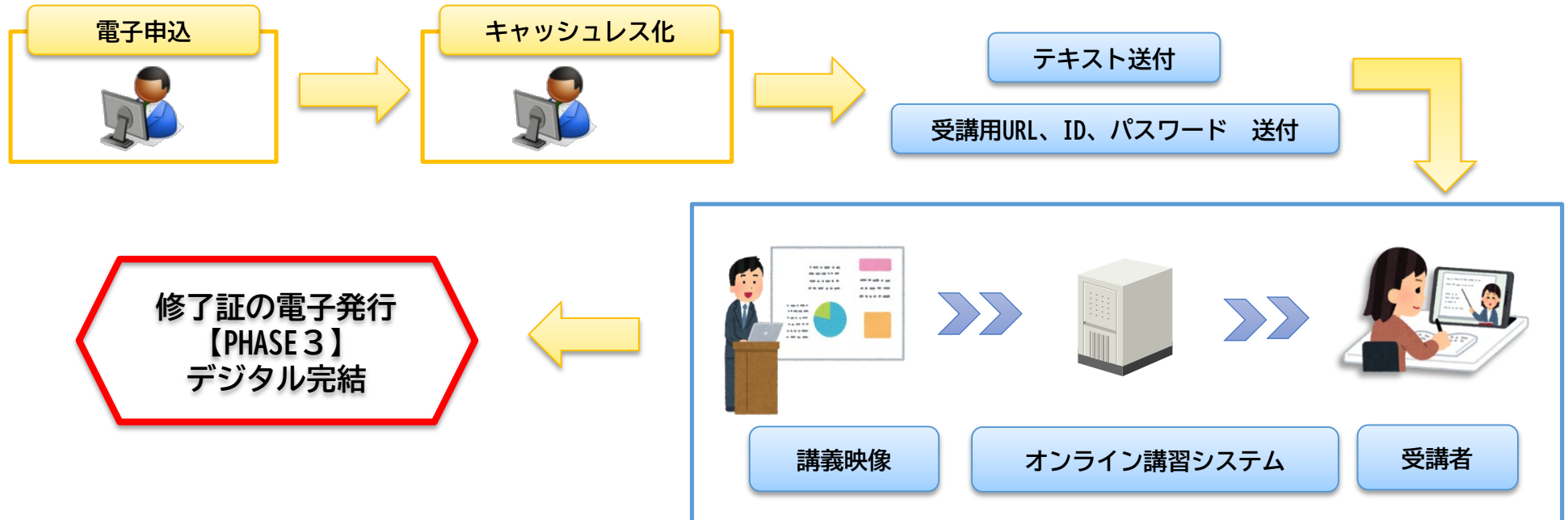
# 6 めざすPHASE

## めざすPHASE

- 甲種防火管理新規講習 【PHASE 3 デジタル完結を基本とする】  
【類型 1 申込～受講～受講修了証等発行のデジタル完結を基本とする】
- 甲種防火管理再講習 【PHASE 3 デジタル完結を基本とする】  
【類型 1 申込～受講～受講修了証等発行のデジタル完結を基本とする】

## 期待される効果

現状は、申込～受講までがオンライン化されており、紙媒体を基本とした受講修了証を対面又は郵送で交付している。  
受講修了証の電子交付が可能となれば、【PHASE 2】から【PHASE 3】へ進み、**受講修了証をパソコンやスマートフォンで管理することが可能**となり、受講者の利便性が向上する。  
また、デジタル完結を基本とすることで、**新型コロナウイルスの感染防止、拡大防止**となりコロナ禍でも受講することが容易となる。  
さらに、受講者の**会場への移動の時間及び費用が軽減され**、さらなる利便性の向上にもつながる。



## 〈参考〉 消防法（昭和23年法律第186号）（抄）

- 第八条 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店（これに準ずるものとして政令で定める大規模な小売店舗を含む。以下同じ。）、複合用途防火対象物（防火対象物で政令で定める二以上の用途に供されるものをいう。以下同じ。）その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物で政令で定めるものの管理について権原を有する者は、政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定め、政令で定めるところにより、当該防火対象物について消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施、消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備、火気の使用又は取扱いに関する監督、避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理その他防火管理上必要な業務を行わせなければならない。
- 2 前項の権原を有する者は、同項の規定により防火管理者を定めたときは、遅滞なくその旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。
  - 3 消防長又は消防署長は、第一項の防火管理者が定められていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、同項の規定により防火管理者を定めるべきことを命ずることができる。
  - 4 消防長又は消防署長は、第一項の規定により同項の防火対象物について同項の防火管理者の行うべき防火管理上必要な業務が法令の規定又は同項の消防計画に従って行われていないと認める場合には、同項の権原を有する者に対し、当該業務が当該法令の規定又は消防計画に従って行われるように必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
  - 5 第五条第三項及び第四項の規定は、前二項の規定による命令について準用する。

（防火管理者を定めなければならない防火対象物等）

第一条の二 法第八条第一項の政令で定める大規模な小売店舗は、延べ面積が千平方メートル以上の小売店舗で百貨店以外のものとする。

2 法第八条第一項の政令で定める二以上の用途は、異なる二以上の用途のうち別表第一（一）項から（十五）項までに掲げる防火対象物の用途のいずれかに該当する用途が含まれている場合における当該二以上の用途とする。この場合において、当該異なる二以上の用途のうち、一の用途で、当該一の用途に供される防火対象物の部分とその管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められるものがあるときは、当該一の用途は、当該他の用途に含まれるものとする。

3 法第八条第一項の政令で定める防火対象物は、次に掲げる防火対象物とする。

一 別表第一に掲げる防火対象物（同表（十六の三）項及び（十八）項から（二十）項までに掲げるものを除く。次条において同じ。）のうち、次に掲げるもの

イ 別表第一（六）項ロ、（十六）項イ及び（十六の二）項に掲げる防火対象物（同表（十六）項イ及び（十六の二）項に掲げる防火対象物にあつては、同表（六）項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）で、当該防火対象物に出入し、勤務し、又は居住する者の数（以下「収容人員」という。）が十人以上のもの

ロ 別表第一（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項イ、ハ及びニ、（九）項イ、（十六）項イ並びに（十六の二）項に掲げる防火対象物（同表（十六）項イ及び（十六の二）項に掲げる防火対象物にあつては、同表（六）項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものを除く。）で、収容人員が三十人以上のもの

ハ 別表第一（五）項ロ、（七）項、（八）項、（九）項ロ、（十）項から（十五）項まで、（十六）項ロ及び（十七）項に掲げる防火対象物で、収容人員が五十人以上のもの

二 新築の工事中の次に掲げる建築物で、収容人員が五十人以上のものうち、総務省令で定めるもの

イ 地階を除く階数が十一以上で、かつ、延べ面積が一万平方米以上である建築物

ロ 延べ面積が五万平方米以上である建築物

ハ 地階の床面積の合計が五万平方米以上である建築物

三 建造中の旅客船（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第八条に規定する旅客船をいう。）で、収容人員が五十人以上で、かつ、甲板数が十一以上のものうち、総務省令で定めるもの

4 収容人員の算定方法は、総務省令で定める。

# 〈参考〉 消防法施行令（昭和36年政令第37号）（抄）

（防火管理者の資格）

第三条 法第八条第一項の政令で定める資格を有する者は、次の各号に掲げる防火対象物の区分に応じ、当該各号に定める者で、当該防火対象物において防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位にあるものとする。

一 第一条の二第三項各号に掲げる防火対象物（同項第一号ロ及びハに掲げる防火対象物にあつては、次号に掲げるものを除く。）（以下この条において「甲種防火対象物」という。） 次のいずれかに該当する者

イ 都道府県知事、消防本部及び消防署を置く市町村の消防長又は法人であつて総務省令で定めるところにより総務大臣の登録を受けたものが行う甲種防火対象物の防火管理に関する講習（第四項において「甲種防火管理講習」という。）の課程を修了した者

ロ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学又は高等専門学校において総務大臣の指定する防災に関する学科又は課程を修めて卒業した者（当該学科又は課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）で、一年以上防火管理の実務経験を有するもの

ハ 市町村の消防職員で、管理的又は監督的な職に一年以上あつた者

ニ イからハまでに掲げる者に準ずる者で、総務省令で定めるところにより、防火管理者として必要な学識経験を有すると認められるもの

二 第一条の二第三項第一号ロ及びハに掲げる防火対象物で、延べ面積が、別表第一（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項イ、ハ及びニ、（九）項イ、（十六）項イ並びに（十六の二）項に掲げる防火対象物にあつては三百平方メートル未満、その他の防火対象物にあつては五百平方メートル未満のもの（以下この号において「乙種防火対象物」という。） 次のいずれかに該当する者

イ 都道府県知事、消防本部及び消防署を置く市町村の消防長又は法人であつて総務省令で定めるところにより総務大臣の登録を受けたものが行う乙種防火対象物の防火管理に関する講習（第四項において「乙種防火管理講習」という。）の課程を修了した者

ロ 前号イからニまでに掲げる者

2 共同住宅その他総務省令で定める防火対象物で、管理的又は監督的な地位にある者のいずれもが遠隔の地に勤務していることその他の事由により防火管理上必要な業務を適切に遂行することができないと消防長（消防本部を置かない市町村においては、市町村長。以下同じ。）又は消防署長が認めるものの管理について権原を有する者が、当該防火対象物に係る防火管理者を定める場合における前項の規定の適用については、同項中「防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位にあるもの」とあるのは、「防火管理上必要な業務を適切に遂行するために必要な権限及び知識を有するものとして総務省令で定める要件を満たすもの」とする。

3 甲種防火対象物でその管理について権原が分かれているものの管理について権原を有する者がその権原に属する防火対象物の部分で総務省令で定めるものに係る防火管理者を定める場合における第一項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用については、法第八条第一項の政令で定める資格を有する者は、第一項第一号に掲げる者のほか、同項第二号イに掲げる者とすることができる。

4 甲種防火管理講習及び乙種防火管理講習の実施に関し必要な事項は、総務省令で定める。

（火災の予防上必要な事項等について点検を要する防火対象物）

第四条の二の二 法第八条の二の二第一項の政令で定める防火対象物は、別表第一（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項、（九）項イ、（十六）項イ及び（十六の二）項に掲げる防火対象物であつて、次に掲げるものとする。

一 収容人員が三百人以上のもの

二 前号に掲げるもののほか、別表第一（一）項から（四）項まで、（五）項イ、（六）項又は（九）項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が避難階（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第338号）第十三条第一号に規定する避難階をいう。以下同じ。）以外の階（一階及び二階を除くものとし、総務省令で定める避難上有効な開口部を有しない壁で区画されている部分が存する場合にあつては、その区画された部分とする。以下この号、第二十一条第一項第七号、第三十五条第一項第四号及び第三十六条第二項第三号において「避難階以外の階」という。）に存する防火対象物で、当該避難階以外の階から避難階又は地上に直通する階段（建築基準法施行令第二十六条に規定する傾斜路を含む。以下同じ。）が二（当該階段が屋外に設けられ、又は総務省令で定める避難上有効な構造を有する場合にあつては、一）以上設けられていないもの

# 〈参 考〉 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）（抄）

（防火管理に関する講習に係る登録講習機関）

第一条の四 令第三条第一項第一号イ又は第二号イの規定による総務大臣の登録（以下この条において単に「登録」という。）は、講習（同項第一号イに規定する甲種防火管理講習又は同項第二号イに規定する乙種防火管理講習をいう。以下この条において同じ。）を行おうとする法人の申請により行う。

2 登録を受けようとする法人は、当該法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに講習の業務を開始しようとする年月日を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して、総務大臣に提出しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 講習の業務に関する事項で次に掲げるものを記載した書類

イ 講習の業務の実施の方法、講習の業務を取り扱う事務所の所在地その他実施体制に関する事項

ロ 講師の氏名、職業及び略歴に関する事項

ハ 講習の科目、時間数、実施日程、実施場所等の実施計画に関する事項

ニ その他講習の業務の実施に関し必要な事項

三 現に行っている業務の概要を記載した書類

四 第四項各号のいずれにも該当しないことを説明した書類

3 総務大臣は、前項の規定により登録を申請した法人が次の要件を満たしているときは、登録をしなければならない。

一 次のいずれかに該当する者が講習の業務を行い、その人数が講習の業務を行う事務所ごとに二名以上であること。

イ 令第四条の二の二第一項第一号に掲げる防火対象物の防火管理者で、五年以上その実務経験を有する者

ロ 都道府県の消防の事務に従事する職員又は市町村の消防職員で、火災予防に関する業務について二年以上の実務経験を有する者

ハ イ及びロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

二 講習の業務の公平を損なうおそれのある業務を行っていないこと。

三 講習の業務を適正に行うために必要なものとして、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 講習の業務を行う部門に管理者を置くこと。

ロ 講習の業務の実施日程、実施場所の確保、講師の選任及び解任の要件、教材の作成、別記様式第一号による修了証の交付の方法その他の講習の業務の実施に関して適切な計画が作成されていること。

ハ 全国の講習を受講しようとする者に対して、講習の業務を公正に行うことができる体制を有していること。

4 総務大臣は、第一項の規定による申請をした法人が次の各号のいずれかに該当するときは、登録をしてはならない。

一 その法人又はその業務を行う役員が法又は法に基づく命令に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない法人であること。

二 第二十一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない法人であること。

三 第二十一項の規定による登録の取消しの日前三十日以内にその取消しに係る法人の業務を行う役員であつた者でその取消しの日から二年を経過しないものがその業務を行う役員となつている法人であること。

5 登録は、登録講習機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

三 講習の業務を取り扱う事務所の所在地

6 登録は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

7 第一項から第五項までの規定は、前項の登録の更新について準用する。

# ＜参 考＞ 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）（抄）

- 8 登録を受けた法人（以下この条において「登録講習機関」という。）は、第五項第二号及び第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 9 登録講習機関は、毎年一回以上講習を行わなければならない。
- 10 登録講習機関は、公正に、かつ、第二条の三に定める講習に係る基準に適合する方法により講習を行わなければならない。
- 11 登録講習機関の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。
- 12 登録講習機関は、次に掲げる講習の業務の実施に関する事項について業務規程を定め、講習の業務の開始前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。
  - 一 講習の業務を取り扱う日及び時間に関する事項
  - 二 講習の業務を取り扱う事務所及び当該事務所が担当する地域に関する事項
  - 三 講習の業務の実施の方法に関する事項
  - 四 講習の手数料の収納の方法に関する事項
  - 五 講習の業務に関する秘密の保持に関する事項
  - 六 講習の業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項
  - 七 第十五項第二号及び第四号の請求に係る費用に関する事項
  - 八 その他講習の業務の実施に関し必要な事項
- 13 総務大臣は、前項の規定により届出をした業務規程が講習の業務の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、登録講習機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。
- 14 登録講習機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（その作成に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項、次項及び第四十四条の十の二第一項において同じ。）の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項において「財務諸表等」という。）を作成し、総務大臣に提出するとともに、五年間事務所に備えておかななければならない。
- 15 講習を受講しようとする者その他の利害関係人は、登録講習機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録講習機関の定めた費用を支払わなければならない。
  - 一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
  - 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
  - 三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求
  - 四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて次に掲げるいずれかのものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求
    - イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
    - ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- 16 登録講習機関は、講習の業務に関する事項で次に掲げるものを記載した帳簿を備え、講習を行つた日からこれを六年間保存しなければならない。
  - 一 講習を行つた年月日
  - 二 講習の実施場所
  - 三 講習の受講者の氏名、住所及び生年月日

# 〈参 考〉 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）（抄）

四 別記様式第一号による修了証の交付の有無

五 前号の修了証の交付年月日及び交付番号

- 17 総務大臣は、登録講習機関が第三項各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当該登録講習機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 18 総務大臣は、登録講習機関が第九項及び第十項の規定に違反していると認めるときは、当該登録講習機関に対し、講習を行うべきこと又は当該講習の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 19 総務大臣は、講習の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、登録講習機関に対し、講習の業務に関し必要な報告を求めることができる。
- 20 登録講習機関は、講習の業務を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書面をもつて、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
  - 一 休止又は廃止の理由
  - 二 休止又は廃止の時期
  - 三 休止にあつては、その期間
- 21 総務大臣は、登録講習機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて講習の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
  - 一 第三項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。
  - 二 第四項第一号又は第三号に該当するに至つたとき。
  - 三 第八項から第十二項まで、第十四項、第十六項又は第二十項の規定に違反したとき。
  - 四 第十二項の規定により届け出た業務規程によらないで講習の業務を行つたとき。
  - 五 第十三項、第十七項又は第十八項の規定による命令に違反したとき。
  - 六 正当な理由がないのに第十五項各号の規定による請求を拒んだとき。
  - 七 不正な手段により登録を受けたとき。
- 22 総務大臣は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。
  - 一 登録をしたとき。
  - 二 第八項の規定による届出があつたとき。
  - 三 第二十項の規定による届出があつたとき。
  - 四 前項の規定により登録を取り消し、又は講習の業務の停止を命じたとき。



# 〈参 考〉 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）（抄）

（防火管理に関する講習）

- 第二条の三 令第三条第一項第一号イに規定する甲種防火管理講習は、初めて受ける者に対して行う講習（以下この条において「甲種防火管理新規講習」という。）及び甲種防火管理新規講習後に令第四条の二の二第一項第一号の防火対象物の防火管理者（前条の防火対象物の部分に係る防火管理者を除く。）に対して消防庁長官が定めるところにより行う講習（以下この条及び第四条の二の四第二項第一号において「甲種防火管理再講習」という。）とする。
- 2 甲種防火管理新規講習は、次の各号に掲げる事項に係る知識及び技能の修得を目的として行うものとし、その講習時間はおおむね十時間とする。
- 一 防火管理の意義及び制度に関すること。
  - 二 火気の使用又は取扱いに関する監督に関すること。
  - 三 消防用設備等の点検及び整備並びに避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理に関すること。
  - 四 消火、通報及び避難の訓練その他防火管理上必要な訓練に関すること。
  - 五 防火管理上必要な教育に関すること。
  - 六 消防計画の作成に関すること。
- 3 甲種防火管理再講習は、次の各号に掲げる事項に係る知識及び技能の修得を目的として行うものとし、その講習時間はおおむね二時間とする。
- 一 おおむね過去五年間における防火管理に関する法令の改正の概要に関すること。
  - 二 火災事例等の研究に関すること。
- 4 乙種防火管理講習は、第二項各号に掲げる事項に係る基礎的な知識及び技能の修得を目的として行うものとし、その講習時間はおおむね五時間とする。
- 5 都道府県知事、消防本部及び消防署を置く市町村の消防長又は令第三条第一項第一号イ若しくは第二号イの規定により総務大臣の登録を受けた法人は、甲種防火管理講習のうち甲種防火管理新規講習若しくは甲種防火管理再講習又は乙種防火管理講習を行つた場合には、当該講習の課程を修了した者に対して、別記様式第一号による修了証を交付するものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、甲種防火管理講習及び乙種防火管理講習の実施に関し必要な事項の細目は、消防庁長官が定める。

# <参考> 防火管理に関する講習の実施細目（昭和62年消防庁告示第1号）

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第二条の三第四項〔現行＝第二条の三第六項〕の規定に基づき、防火管理に関する講習の実施細目を次のとおり定める。

## 防火管理に関する講習の実施細目

### 第一 講習事項及び講習時間

防火管理に関する講習は、次の表の上欄に掲げる講習事項について、それぞれ、甲種防火管理新規講習にあつては同表の中欄に、乙種防火管理講習にあつては同表の下欄に掲げる講習時間を基準として行うものとする。

講習事項	講習時間	
防火管理の意義及び制度	二時間	一時間
火気管理	二時間	一時間
施設及び設備の維持管理	二時間	一時間
防火管理に係る訓練及び教育	二時間	一時間
防火管理に係る消防計画	二時間	一時間

### 第二 講習事項の一部免除

甲種防火管理新規講習については、第一の規定に関わらず、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる講習事項を免除することができるものとする。

講習事項の一部を免除することができる者	免除することができる講習事項
消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の六第七項に規定する消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検に関し必要な知識及び技能を修得することができる講習の課程を修了し、免状の交付を受けている者	防火管理の意義及び制度
消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第四条の二の八第三項第一号に規定する自衛消防組織の業務に関する講習の課程を修了している者	

### 第三 講習の日時、場所等の公示

講習を実施する者は、講習の日時、場所その他講習の実施に関し必要な事項をあらかじめ公示するものとする。

#### 附 則

この告示は、昭和六十二年四月一日から施行する。

附 則 〔平二二年一二月一四日 消防庁告示第一八号〕

（施行期日）

1 この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の第一に規定する甲種防火管理講習又は乙種防火管理講習の課程を修了している者は、それぞれこの告示による改正後の第一に規定する甲種防火管理新規講習又は乙種防火管理講習の課程を修了している者とみなす。

3 消防法施行規則第四条の二の十三第三号の規定に基づき、同条第一号及び第二号に掲げる者に準ずる者を定める件（平成二十年消防庁告示第十四号）第一第一号に規定する者は、第二の消防法施行令第四条の二の八第三項第一号に規定する自衛消防組織の業務に関する講習の課程を修了している者とみなす。

附 則 〔令二年一二月二五日 消防庁告示第二一号〕

この告示は、消防法施行規則の一部を改正する省令（令和二年総務省令第二百二十三号）の施行の日（令和二年十二月二十五日）から施行する。

# <参 考> 甲種防火管理再講習について定める件（平成16年消防庁告示第2号）

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第二条の三第一項の規定に基づき、同項に規定する甲種防火管理再講習について次のとおり定める。  
消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号。以下「規則」という。）第二条の三第一項の規定に基づき、同項に規定する甲種防火管理再講習（以下「再講習」という。）について次のとおり定める。

- 一 消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第四条の二の二第一号の防火対象物の防火管理者（規則第二条の二の防火対象物の部分に係る防火管理者を除く。以下「防火管理者」という。）に定められた日の四年前までに講習（規則第二条の三第一項に規定する甲種防火管理新規講習又は再講習をいう。以下同じ。）の課程を修了した防火管理者にあっては防火管理者に定められた日から一年以内に、それ以外の防火管理者にあっては最後に講習の課程を修了した日以後における最初の四月一日から五年以内に再講習の課程（次号において「直近の再講習の課程」という。）を修了しなければならない。
- 二 前号の防火管理者は、直近の再講習の課程を修了した日以後における最初の四月一日から五年以内に再講習の課程を修了しなければならない。当該再講習の課程を修了した日以降においても同様とする。

附 則  
（施行期日）

- 1 この告示は、消防法施行規則の一部を改正する省令（平成十五年総務省令第九十号。次項において「改正省令」という。）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成十八年四月一日）から施行する。  
（経過措置）
- 2 この告示の施行の日の四年前までに改正省令による改正前の消防法施行規則（次項において「旧規則」という。）第二条の三第一項の甲種防火管理講習の課程を修了した者については、第一号中「防火管理者に定められた日」とあるのは、「この告示の施行の日」と読み替えるものとする。
- 3 この告示の施行の際現に旧規則第二条の三第一項の甲種防火管理講習の課程を修了している者は、第一号の甲種防火管理新規講習の課程を修了している者とみなす。

附 則 〔平二三年六月一七日 消防庁告示第八号抄〕

（施行期日）

- 1 この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この告示の施行の日までに、第一条による改正前の甲種防火管理再講習について定める件第一号又は第二号に規定する再講習を受けなければならない者については、同条による改正後の甲種防火管理再講習について定める件第一号又は第二号の規定にかかわらず、当該再講習を受けるまでの間に限り、なお従前の例による。